

中心市街地活性化基本計画策定の経緯

行政主導のまちづくり

平成12年3月
基本計画策定
TMOとして前橋商工会議所を認定

平成10年
中心市街地活性化法 施行
改正都市計画法 施行
平成12年
大店立地法 施行

平成17年11月
基本計画改訂

平成18年
まちづくり三法改正
認定計画制度創設

平成23年3月
基本計画策定(任意計画)

平成26年3月
基本計画改訂(任意計画)

現行計画における事業の進捗状況

着手ハード事業	12事業	95.3%
着手ソフト事業	89事業	
未着手	5事業	4.7%
合計	106事業	

平成29年3月
基本計画策定(任意計画)
※ 令和4年3月で終了となる。

まちづくりの流れ

行政主導のまちづくり

平成21年3月
都市計画マスタープラン策定

平成27年3月
都市計画マスタープラン改訂

平成27年5月
前橋市市街地総合再生計画策定

平成30年3月・平成31年3月
立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域)策定・都市再生整備計画策定
「コンパクトシティプラスネットワーク」のまちづくり

令和元年7月
前橋市市街地総合再生計画改訂

平成30年12月
まちづくり公社を都市再生推進法人に指定

公共交通の整備

公共交通ネットワークの整備

平成23年8月
前橋市交通政策マスタープラン策定

平成30年3月
前橋市地域交通網形成計画策定

平成28年5月
「Dパーキング前橋駅北口」開業
→パークアンドライドの推進

平成30年3月・平成31年3月
立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域)策定
「コンパクトシティプラスネットワーク」のまちづくり

平成30年度から
自動運転バスの実証実験(中央前橋駅⇄前橋駅)

令和元年度から
前橋版MaaSの実証実験

認定計画による支援及び代替支援

	支援項目数	代替支援の数
A 市街地の整備改善	7項目	6項目
B 都市福利施設の整備	1項目	1項目
C まちなか居住の推進	1項目	1項目
D 商業の活性化	6項目	2項目
計	15項目	10項目

立地適正化計画
主体のまちづくりに変化

国の最近の動向

・中心市街地活性化基本計画(認定計画)から立地適正化計画によるまちづくりに変化してきている。
・立地適正化計画による財政的支援メニューの方が充実している。
・内閣府の報告書によれば、認定計画に係る評価指標の目標達成率は、34.2%で低い水準にある。
・中心市街地活性化基本計画(認定計画)については、見直す時期に来ている。

※立地適正化計画による支援が充実している

代替支援のないもの(いずれも行政向けの支援)

- ① 土地の先行取得に係る低利融資
- ② イベント支援・空き店舗対策の補助
- ③ ハード整備における起債対象の拡大
- ④ 中活の診断・サポート事業
- ⑤ 中活アドバイザー派遣

民間主導のまちづくり

令和元年9月
「前橋市アーバンデザイン」策定
商工会議所「Green&Relax」構想

令和元年11月
前橋デザインコミッション設立

令和2年5月
都市計画マスタープラン改訂
立地適正化計画との整合性を図る

令和2年4月
前橋デザインコミッションを都市再生推進法人に指定

新型コロナ禍において、民間活力を最大限に生かすまちづくり

- 例1 民間による店舗誘致、白井屋ホテル開業
- 2 馬場川・広瀬川の高質化整備
- 3 優良建築物等整備事業の推進
- 4 JR前橋駅北口の再開発着手・アクエル前橋の開業
- 5 リノベーションまちづくりによるミクストユースの促進
- 6 千代田町中心拠点地区市街地再開発事業の検討

令和元年6月
路線バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同運営等に関して、独占禁止法除外の方針決定⇒特例法の提出へ

路線バスのパターンダイヤ化、運賃の定額制などが可能となる。

令和2年5月
独占禁止法の適用除外に係る特例法成立
改正地域公共交通活性化及び再生法成立
令和2年11月
上記二つの法が施行

関係団体の協力により、実装化が加速

- 1 公共交通計画の策定
- 2 地域公共交通利便増進実施計画の策定
- 3 路線バスの共同経営計画の策定
- 4 交通系ICカードの利用開始
- 5 自動運転バス実装
- 6 前橋版MaaS社会実装

実証段階へ